



平成 22 年 4 月 21 日

各 位

上場会社名 エムスリー株式会社
(コード番号:2413 東証第1部)
(<http://corporate.m3.com>)
本社所在地 東京都港区芝大門二丁目5番5号
住友不動産芝大門ビル12階
代表者 代表取締役 谷村 格
問合せ先 取締役 永田 朋之
電話番号 03-5408-0805

当社子会社メビックス株式会社の過去決算に係る調査結果について

当社は、平成 22 年 3 月 16 日発表の「当社子会社メビックス株式会社の過去決算に係る調査委員会の設置について」においてお知らせいたしましたとおり、当社の連結子会社であるメビックス株式会社(以下、「メビックス」という)の過去決算における売上高の前倒し計上等の不適切と思われる会計処理について、専門家による社外調査委員会(以下、「調査委員会」という)を設置し、調査を行ってまいりました。これに関し、本日開催の当社取締役会において、調査委員会から調査結果の報告が行われ、メビックスの過年度決算の訂正を行う方針を決定しましたので、その概要をお知らせいたします。

記

1. メビックスの過年度修正

当社は平成 21 年 4 月にメビックスを連結子会社化しております。当社連結化前のメビックスにおける過年度決算の訂正による影響の総額(平成 18 年 4 月期～平成 21 年 4 月期の総額)は以下のような見込みです。

(メビックスの過年度決算の影響の総額 (エムスリー連結前))

(単位:百万円)

売上高	営業利益	当期純利益
▲ 914	▲ 784	▲ 902

今般の過年度決算の訂正に伴い、メビックスにおける平成 18 年 4 月期から平成 21 年 4 月期までの有価証券報告書(内部統制報告書を含む)、半期報告書、四半期報告書について訂正報告書を提出する予定です。

2. 当社連結業績への影響

当社の平成 22 年 3 月期連結業績には、メビックスの第 9 期第 3 四半期までの 9 ヶ月間(平成 21 年 5 月～平成 22 年 1 月)の業績を取り込む予定であり、当該期間におけるメビックスの業績に加え、のれんの償却額も訂正されます。

また、メビックスの過年度決算を訂正することにより、メビックスの連結子会社化に伴って認識すべきのれんを訂正いたします。

なお、当社におきましても平成22年3月期における四半期決算短信、四半期報告書の訂正を行う予定です。

上記を反映した結果、当社の平成22年3月期の連結業績への影響は以下のような見込みです。

(エムスリーの平成22年3月期の連結業績への影響)

(単位:百万円)

売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
+232	+130	+130	+128

3. 売上高の前倒し計上の原因

メビックスが受託する大規模臨床試験支援業務は、通常3-5年程度と長期にわたり、他方、業務委託料は、試験開始の当初に支払われることが通常でした。そのため、メビックスにおいては、売上高の計上基準について社内基準を設け、大規模臨床試験の契約において、特定の時期に役務提供が行われる部分については、役務提供の完了をもって売上高を計上することとしていました。

その際、メビックスは、支援業務を構成する個々の業務(以下「個別業務」という。)を恣意的に設定し、個別業務についての役務提供が完了しているかのように装う等して、売上計上を行っていました。この不適切な会計処理は、過度な売上予算達成のプレッシャーのなか、引き起こされたものと考えられます。

4. 再発防止策の策定

当社では調査委員会の調査結果を真摯に受け止め、以下の再発防止策を策定いたします。

1) 旧経営陣の退陣によるコンプライアンス意識の刷新

一連の会計処理に深く関与したメビックス旧経営陣は退任いたします。新たな経営陣による、トップダウンによるコンプライアンス意識の再構築を図ってまいります。

2) 社内管理体制の整備と運用の徹底

経営会議の機能を強化し、重要な意思決定は経営会議にて行うこととし、相互牽制を働かせてまいります。また、内部監査、内部通報制度の実効性の確保、役員、従業員教育の徹底を行ってまいります。

3) 業務プロセスの整備と運用の徹底

メビックス全社、ならびに各プロジェクトの予算管理プロセスを見直すとともに、メビックス管理部門を当社管理部門に統合し、内部牽制が明確に働くように組織の独立性を担保してまいります。

5. 関係者の処分

一連の会計処理に深く関与したメビックス経営陣は、エムスリーグループにおける全ての職を辞任いたします。今後は更なる調査検討を行い、その結果に応じた法的責任を追及し、損害賠償請求により損害の回復を図る方針であります。

なお、再発防止策、処分に関する詳細につきましては、調査報告書(要旨)をご参照ください。

上記の訂正結果を踏まえた平成22年3月期の決算発表を平成22年4月27日に予定しています。

以上

平成 22 年 4 月 21 日

エムスリー株式会社

代表取締役 谷 村 格 殿

調査委員会

委員長	弁 護 士	鈴 木 道 夫
委 員	同	風 祭 寛
委 員	公認会計士	渡 邊 芳 樹
委 員	同	佐 藤 正 樹

調査報告書(要旨)

当調査委員会は、貴社より依頼受けた依頼事項につき、以下のとおり調査の結果の要旨をご報告申し上げます。なお、以下の報告にあたっては、貴社については「エムスリー」と表記し、貴社の完全子会社であるメビックス株式会社については「メビックス」と略称で表記しています。なお、年号は和暦表記をしております。

(目次)

第 1 本省外調査委員会設置と依頼事項2
第 2 調査の目的・方法及び期間等2
第 3 不適切な会計処理の概要3
第 4 メビックスにおける過年度決算の修正4
第 5 再発防止策5
第 6 責任の所在と関係者の処分7

第1 本省外調査委員会設置と依頼事項

1. 本省外調査委員会の設置

エムスリー株式会社(以下「貴社」という。)は、平成22年3月16日、貴社の連結子会社であるメビックス株式会社(以下「メビックス」という。)において、売上げの前倒し計上等の不適切と思われる会計処理が存在していた可能性があることが判明したことを開示し、本件の不適切な会計処理に係る事実関係の調査究明(グループ業績への影響額の確定も含む。)等の下記2.の依頼事項につき、客観的かつ中立的な立場から調査等を実施するために、同日、本省外調査委員会(以下「本調査委員会」という。)を設置したものである。

2. 貴社からの依頼事項

本調査委員会が貴社から依頼を受けた事項は次のとおりである。

- ① メビックスにおける売上の前倒し計上等の再検討に際して必要となる事実関係の調査
- ② 過年度のメビックスの連結財務諸表等を遡及訂正すべきものか、その損失額の確定や処理方法等を含めた評価・検証作業のアドバイスを行うこと
- ③ 貴社策定の再発防止策の検証及び必要な提言
- ④ その他貴社が必要と認める事項

第2 調査の目的・方法及び期間等

1. 調査の体制(委員の構成)

上記第1・2の依頼事項を目的として、平成22年3月16日、貴社の委嘱により、弁護士及び公認会計士から成る本省外調査委員会が構成された。委員は、以下のとおりである。

委員長 鈴木道夫(弁護士)
委員 風祭寛(弁護士)
委員 渡邊芳樹(公認会計士)
委員 佐藤正樹(公認会計士)

なお、委員が選任した補助者は以下のとおりである。

長井一浩(公認会計士)
大西一史(公認会計士)
森嶋智樹(日本公認会計士協会準会員)

2. 調査の目的

本調査委員会の調査目的は、貴社の依頼事項につき、客観的かつ中立的な立場から事実関係を調査し、報告または助言を行うことにある。

3. 調査の期間

本社外調査委員会は、平成 22 年 3 月 16 日から平成 22 年 4 月 20 日にかけて、下記4の調査対象につき、調査を実施した。

4. 調査の対象

対象期間:大規模臨床試験の支援業務の開始後現在まで(平成 17 年 4 月期から平成 22 年 4 月期。ただし、平成 22 年 4 月期は、平成 22 年 3 月まで)。

対象取引:累計 10,000 千円以上売上を計上している大規模臨床試験に係る取引。

その他:調査の過程で検出された不適切な会計処理の疑いのある取引の内、10,000 千円以上の影響があるものについては、随時調査の対象とした。

5. 調査の方法

関連資料の分析、一定の外注先に対する取引内容の確認手続き、各関係者に対するヒアリング等を行った。ヒアリングの対象者は、延べ 20 名であり、ヒアリングに要した時間は延べ 83 時間に及んだ。

第3 不適切な会計処理の概要

本調査委員会による調査により、メビックスにおいて、以下のとおり、不適切な会計処理が行われていたことが確認された。

1. 過年度の売上高の前倒し計上

大規模臨床試験支援業務に係る売上高の前倒し計上と確認された金額は総額 1,200 百万円である。これらは、メビックスの従業員による内部告発に基づいて発覚したものであり、担当者が前倒しで売上高を計上する意思をもって行った取引であった。

メビックスが受託する大規模臨床試験支援業務は、通常 3-5 年程度と長期にわたり、他方、業務委託料は、試験開始の当初に支払われることが通常であった。そのため、メビックスにおいては、売上高の計上基準について社内基準を設け、大規模臨床試験の契約において、特定の時期に役務提供が行われる部分については、役務提供の完了をもって売上高を計上することとしていた。

その際、メビックスは、支援業務を構成する個々の業務(以下「個別業務」という。)を恣意的に設定し、個別業務についての役務提供が完了しているかのように装う等して、売上計上を行っていた。

この不適切な会計処理は、過度な売上予算達成のプレッシャーのなか、引き起こされたものと考えられる。

2. 発覚の経緯

貴社は、平成 21 年 4 月、株式公開買付けによりメビックスの株式を 85.96%取得し、その後、同年 9 月にメビックスを完全子会社とした。貴社は、同年 11 月ころから、子会社管理業務の一環として、メビ

ックスにおける収益改善プログラム等を実施していたが、その過程で、メビックスにおける過去の経理処理のあり方について問題となった。

このため、貴社は、平成 22 年 2 月、メビックスの従業員等から適宜ヒアリングを行うなどの社内調査を開始した。そして、同年 3 月に、実際に不適切と思われる会計処理が存在していた可能性が高いと判断するに至り、その旨開示するとともに、本調査委員会を設置し、本格的に調査を開始した。

3. 結論

当委員会は、貴社からの依頼を受けて、上記不適切な会計処理の事実関係について調査を行った。当委員会の調査の結果、認定した事実は、メビックスの過年度の会計処理の際に前提としていた事実と比べ、その内容が異なっている点があり、結果として会計上の位置付けが異なっていると判断した。

そこで、当委員会は、かかる認定事実に基づいて、メビックスの過年度の連結財務諸表等を遡及訂正すべきであるとの結論に至った。

第4 メビックスにおける過年度決算の修正

1. メビックスが採用した売上高の計上時期

過年度決算の修正にあたって、メビックスは、大規模臨床試験支援業務において、不適切な会計処理が行われた疑いのあるプロジェクトについては、売上計上時期を見直した。具体的には、研究の対象となる症例獲得こそが最も重要な要素となることから、「スクリーニング費用」や「施設調査費」といった「症例獲得」の前段階に関する業務については、たとえ個々の業務の履行が完了したとしても症例獲得が確実となるまで売上として認識せず、症例獲得に関する「登録」ごとに売上高を計上し、それ以外の部分については、各種業務の役務提供に応じて計上するという考え方を採用することとしている。

2. 上記の売上計上時期の適否

1で述べたメビックスの売上高の計上時期に関する考え方の適否であるが、我が国の売上高に関する計上基準の基本的な考え方は、「実現主義」であり、本件においても、基本的に実現主義に依拠しながら、事例における「実現」の時期を省察すべきである。

実現主義で収益を認識するのは、①財務的裏付けがあること、②客観性があること、③信用経済を考慮することという収益の認識の際に必要な要素をバランス良く考慮できるからであるが、1で述べたメビックスの考え方でも、これらの諸要素が考慮されているものであると評価でき、本件事例の場合、必ずしも唯一絶対的なものであるということはないものの、メビックスが今般採用した上記の売上高の計上時期の認識については、会計的に1つの合理的な基準であるとして評価することができるものと考えられる。

3. 決算修正による影響額

メビックスが合理的な売上計上基準により、決算を修正した場合の各年度への影響額は以下のとおりである。

① 年度決算への影響(単位:百万円)

事業年度	売上高	売上原価	営業利益	当期純利益
平成18年4月期	▲ 278	▲ 30	▲ 247	▲ 290
平成19年4月期	▲ 430	▲ 93	▲ 332	▲ 318
平成20年4月期	▲ 26	▲ 34	13	38
平成21年4月期	▲ 178	45	▲ 218	▲ 332
合計	▲ 914	▲ 113	▲ 784	▲ 902

② 中間決算への影響(単位:百万円)

事業年度	売上高	売上原価	営業利益	当期純利益
平成18年4月期	▲ 113	▲ 5	▲ 108	▲ 144
平成19年4月期	▲ 208	▲ 41	▲ 164	▲ 158
平成20年4月期	▲ 527	▲ 105	▲ 419	▲ 410

③ 四半期決算への影響(単位:百万円)

事業年度	売上高	売上原価	営業利益	当期純利益
平成21年4月期				
第1四半期	▲ 167	0	▲ 166	▲ 167
第2四半期累計	▲ 321	2	▲ 321	▲ 333
第3四半期累計	▲ 281	16	▲ 300	▲ 303
平成22年4月期				
第1四半期	28	33	▲ 14	▲ 65
第2四半期累計	127	63	54	▲ 37
第3四半期累計	232	91	134	251

第5 再発防止策

調査委員会は、エムスリー経営陣より、メビックスにおける再発防止に向けた改善措置として以下の報告、提案を受けている。委員会としては、これらの改善措置は適切なものであると判断する。

(エムスリー経営陣からの報告・提案)

1. 経営陣の退任によるコンプライアンス意識の刷新

今回判明したメビックスにおける不適切な会計処理に深く関与していたメビックス経営陣は退任する。今後のメビックス取締役会は、親会社であるエムスリーが外部から招聘した専門経営者 2 名(内 1 名は 5 月就任予定)と、メビックス内で今回の一連の会計処理への主体的関与がなかった役員 1 名により構成される。従来の社内風土に左右されない新たな経営陣による、トップダウンによるコンプライアンス意識の再構築を図る。

2. 社内管理体制の整備と運用の徹底

① 経営会議の機能強化

経営会議の機能を強化し、密室で一部の役員のみによって契約の締結等の重要な意思決定が行われることのないよう、経営会議にて承認する体制とし、相互牽制を働かせる。また、メビックス経営会議にはエムスリー取締役も含めた複数名が参加し、親会社としても牽制を効かせる。

② 内部監査、内部通報制度の実効性の確保

本件は、エムスリーによるメビックスの完全子会社後、メビックスの従業員からエムスリーへの通報により発覚した。メビックスには内部監査室があり、また「内部通報に関する規則」とそれに伴う制度があったものの、本件会計処理は内部通報の受け手である経営陣自身が主導して行ったものであったこともあり、機能していなかった。今後はエムスリーを窓口とした、グループ全体をカバーする実効性のある通報制度、内部監査制度を構築することにより、問題点の早期発見を目指す。

③ 会計をはじめとした役員、従業員教育の徹底

全社的に会計に関する認識が不十分であったことを踏まえ、上場企業グループの一員であることの責務、コンプライアンス意識の重要性に重点を置いた教育・啓蒙活動を、全社で実施していく。

3. 業務プロセスの整備と運用の徹底

① 各プロジェクトにおける予算管理の基準、手続きの整備

これまで各プロジェクトにおける予算管理は担当者の手に委ねられ、全社で統一された手法、様式を欠いていた。その結果、当事者以外による進捗の把握や、プロジェクト間のコスト比較等のチェック機能が働きにくく、問題の発覚、把握が困難であった。エムスリーの 100%子会社となった昨年 9 月以降、これらの問題は順次改善され、現在は各プロジェクトの売上、費用は全て統一様式による展開表によって把握され、メビックス経営会議で検証、承認する運用が徹底されている。

② 会社としての予算策定及び管理プロセスの見直し

予算の策定及び管理プロセスにおける増益圧力が今回の不適切な会計処理の一因となったことから、予算策定及び管理プロセスを見直す。

予算策定においては、本質的な売上、利益の追求を進めると同時に、各プロジェクトの現実的

な進捗見込みに基づく利益計画を作成、実現可能な予算数値を設定する。予算管理においては目標数値の達成状況のみでなく、未達時の原因分析と対応策の検討を徹底し、また密室ではなくメビックス経営会議の場でオープンに検証を進める。

③ 経理部門、法務部門によるチェック機能の強化

今回の一連の事象において経理及び法務部門によるチェック機能が十分に機能しなかった点を反省し、経理及び法務機能の水準向上を図る。具体的には、既にメビックスの管理部門をエムスリーの管理部門に統合し、経理、法務の業務の融合を図っており、内部牽制が明確に働くように組織の独立性を担保する。

第6 責任の所在と関係者の処分

調査委員会は、エムスリー経営陣より、関係者の処分案として以下の報告、提案を受けている。委員会としては、これらの処分は適切なものであると判断する。

(エムスリー経営陣からの報告・提案)

当社は、調査委員会による事実認定を踏まえ、関係者の責任を明確にし、速やかに以下の処分を行う。今後は更なる調査検討を行い、その結果に応じた法的責任を追及し、また本件会計処理への関与度、ならびに役員在任期間等に基づく損害賠償請求により損害の回復を図る方針である。

大社 聡 (2010年1月にメビックス株式会社 取締役辞任済)
子会社クリノグラフィ株式会社 取締役を辞任予定

小野 起代己 メビックス株式会社 非常勤取締役を辞任予定

上記以外に、本件に深く関与した元取締役 2 名がエムスリーグループにおける一切の職から辞任する。

以上